

## 介護保険料(仮徴収)のお知らせ

(六五歳以上の人)

四月上旬に、六五歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。納付方法と納付金額を確認してください。

納付方法は、受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による「普通徴収」があります。

### 特別徴収の人

四月から九月までの六カ月間の保険料を「介護保険料(仮徴収) 決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

今年二月に年金から天引きされた額と同額が、四月・六月・八月の各月に天引きされます。

介護保険料が年金から天引きされていた人も、今年二月に天引きされていないときは、「普通徴収」となります。

十月から三月(六カ月間)の保険料は、町民税が確定後の七月にお知らせします。

### 普通徴収の人

四月から六月までの三カ月間の保険料を「介護保険料(仮徴収) 納入通知書」によりお知らせします。

納入通知書により銀行等の金融機関で納付をお願いします。口座振替を申

し込んでいる人は、指定口座からの引き落としとなります。

七月から三月(九カ月間)の保険料は、町民税が確定後の七月にお知らせします。

### 納付方法の切り替え

六五歳到達時や転入時は、「普通徴収」ですが、四月に見直しを行います。四月一日に年金(老齢福祉年金を除く)の受給があり、年金の年額が十八万円以上の人は、十月から原則として「特別徴収」に切り替わります。

● 災害や失業・倒産などで保険料を納めることが困難な人は、保険料の減免が受けられる場合があります。

● 介護保険料は、介護サービスにかかる費用等の現状を考慮して、三年毎に見直され、今年度からの基準額は月額三、九〇〇円になります。

問合せ 福祉課 ☎内線二三一〜二三三

## 地域包括支援センターを開設します

町から社会福祉協議会が委託を受けて、福祉や医療の専門職が住みなれた地域で生活が継続できるように介護予防プランの作成と、家族や介護保険事業者に情報提供やアドバイス等を行います。

問合せ 地域包括支援センター ☎八七七―五三二四

## 下水道使用料の減免について

### 減免について

下水道使用者で、次のいずれかに該当する場合は、基本料金などが減免になります。印鑑と左記の要件に該当していることの証明書(身体障害者手帳等)を持参し手続きをしてください。

- (1) 生活保護法の規定による扶助を受けている世帯 全額を免除
- (2) 次に掲げる者が世帯にいるとき 基本料金に相当する額を免除

ア 障害の程度が一級〜三級の身体障害者手帳の交付を受けている人が世帯にいるとき

イ 児童相談所または知的障害者更生相談所において「障害の程度が最重度(A1)、重度(A2)、中度(B1)」と判断された人が世帯にいるとき

ウ 障害等級一級・二級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が世帯にいるとき

- (3) 社会福祉事業法に規定する社会福祉事業の用に供する施設及びこれに準ずるものと町長が認められた施設を経営するとき

基本料金に相当する額を免除

問合せ 下水道課 ☎内線三六一・三六二

## 国民年金保険料額が

### 改正されます

年金を支える力と給付のバランスを取るため、平成二八年度まで毎年度月額二八〇円引き上げられます。

平成二九年度以降は一六、九〇〇円で固定されます。

問合せ ねんきんダイヤル

(年金被保険者)

☎〇五七〇―〇五一一六五

(年金を受給している人)

☎〇五七〇―〇七一―一六五

横須賀社会保険事務所

☎八二七―一二五一

納付期間	月額
平成18年4月～平成19年3月	13,860円
平成19年4月～平成20年3月	14,140円
以後、毎年度月額280円引き上げ	
平成28年4月～平成29年3月	16,660円
平成29年度以降は16,900円で固定	

## 障害保健福祉サービス が変わります

### ●障害者自立支援法が施行されます

障害者が自立して生活できる地域社会をめざして、四月一日から障害者自立支援法が施行されます。この法律では障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、サービスが利用できるようになります。

また、利用者負担は、これまでの利用者の所得に応じた負担から、サービスの利用量に応じた負担（原則一割、所得による上限設定あり）に変わります。障害福祉施設などの利用の場合で、通所施設は食費が、そして、入所施設は食費・光熱水費などの実費が自己負担になります。（左記①参照）

### 利用者負担上限額

#### ①障害福祉サービス

生活保護世帯	0円
非課税世帯1※1	15,000円
非課税世帯2※2	24,600円
一般世帯	37,200円

#### ②自立支援医療

生活保護世帯	0円
非課税世帯1※1	2,500円
非課税世帯2※2	5,000円
町民税（所得割） 2万円未満	医療保険の自己負担限度額 （◆5,000円）
町民税（所得割） 2万円以上20万円未満	医療保険の自己負担限度額 （◆10,000円）
町民税（所得割） 20万円以上	公費負担対象外 （◆20,000円）

※1 非課税世帯で本人の収入が80万円以下

※2 非課税世帯で本人収入が80万円を超える場合

◆は「重度かつ継続」の対象者の場合

（公費）は自立支援医療制度に変わり、申請手続きや利用者負担（原則医療費の一割）が共通化されます。（左記②参照）

### ●雇用報奨金の対象を拡大します

これまで障害者雇用報奨金の支給対象は、知的障害のある人を雇用した場合に限られていましたが、新たに精神障害のある人を雇用した場合も支給の対象となります。

支給額は月額三万円以内です。

### ●手話通訳者を職場内に配置します

手話通訳者を新たに職場内に配置します。場所・曜日・時間帯など詳細は町ホームページに掲載しています。

### ●障害者手当の額が変わります

今年度から障害者手当（町手当）の額が変わります。（年額）

重度障害のある人 二万五千元  
 中度障害のある人 一万五千元  
 軽度障害のある人 一万円  
 問合せ 福祉課 ☎内線 三三六・二三五

## 活かそう！地区計画制度

### ～住民主体のまちづくり～

地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の一つで、地区の特性に応じたきめ細やかな独自のルールを定めるまちづくりの計画です。

地区計画は、例えば、次のような地区レベルのまちづくりに活用できます。

### ◆現在の良好な

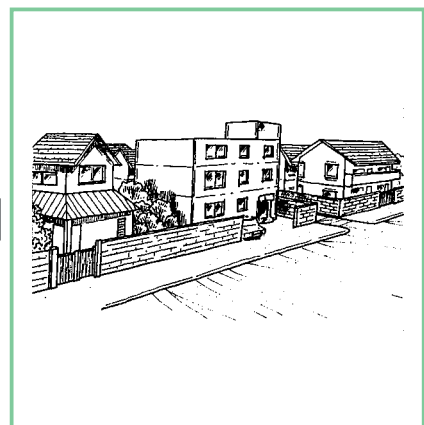
### 住宅地を守りたい場合

良好な住宅地をめざして開発された比較的ゆとりのある一戸建て住宅地が、敷地の細分化が進み、建物が密集化することなどにより環境が悪化するケースがあります。

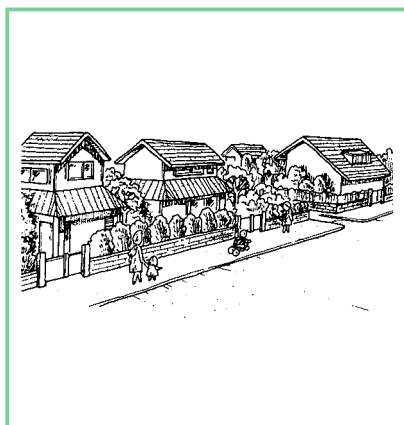
このようなケースでは、地区計画を策定し、既存の良好な環境を守ること目標として、敷地の細分化の防止（敷地の最低面積の制限）、建築物の高さや壁面の位置の制限などのルールを設けることが有効です。

また、現在のまちなみを改善していきたい場合や将来の無秩序な小開発を避け、良好な環境の地区にしていきたい場合などにも有効に活用できます。

地区計画は、最終的に町が都市計画法の手続きを行い決定しますが、その内容は、地域の理想の姿を定めるとともに、土地建物等の財産権を大きく制限することとなることから、計画策定



地区計画を定めずに放置した場合



地区計画を定めて規制等をした場合

にあたっては、地区の大多数の住民や地権者の同意が必要となります。

このため地区計画の原案作成にあたっては、地区の人々が主体となつて、どのような内容の地区計画としていくかを十分話し合い、まとめていくことが不可欠です。

詳細は、町ホームページに掲載しています。

問合せ 都市計画課

☎内線 三五一・三五三

# 固定資産の評価替えを行いました

平成十八年度

## 固定資産の評価替え

固定資産税は、毎年一月一日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人がその評価額をもとに算定される税額をその資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税額算定のもととなる評価額は、各資産価格の変動に対応するため三年ごとに見直し（評価替え）をしています。今年度はこの年に該当するため、評価の対象となる固定資産の評価替えを行いました。

《土地》  
土地の評価は、町内にある標準地の昨年七月一日現在の鑑定価格に基づき算定しています。今年度は負担調整措置の見直し等の税制改正が行われ、税額については、評価額が下がっても、負担水準（評価額に対する課税標準額の割合）が高い土地は税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みです。

## 《家屋》

家屋の評価額は、評価の時点においてその場所に同じ建物を新築するもの

とした場合に必要とされる建築費（再建築価格）に、建築後古くなっていくことを考慮した経年減点補正率等を掛けて算出します。その評価額が上昇した場合は、昨年度の評価額に据え置かれるため税額は変わりません。

## 固定資産税の縦覧

縦覧帳簿により、納税者が自己の評価額と他の土地・家屋の評価額とを比較することが出来ます。その際、納税者であることの確認のため、納税通知書や身分を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）の提示をお願いします。また、代理人は委任状が必要です。

## ●縦覧できる内容

土地の納税者：町内の土地の所在・地番・地目・地積・評価額  
家屋の納税者：町内の家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額等

## ●縦覧できる人

納税者とその同居の親族・代理人  
●縦覧期間  
四月三日（月）から五月三十一日（水）  
八時三〇分～十七時（土・日・祝日を除く）

## ●縦覧場所 税務課（役場二階）

## 固定資産課税台帳

の閲覧・証明

固定資産課税台帳の閲覧制度が法定化され、納税義務者の人やその他の人（借地・借家人など）の求めに応じて、関係する固定資産についての固定資産課税台帳の閲覧ができます。

その際、納税義務者本人、納税義務者と同居の親族は、身分を確認できる書類の提示をお願いします。法人の場合は社員証等により確認できるものをあわせて提示してください。

また、納税義務者以外に借地・借家人等も固定資産課税台帳の閲覧及び台帳記載事項の証明の申請ができます。その際は、賃貸借契約書や賃借料等を払い込んだことの領収書等の書類の提示をお願いします。

## 審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合、台帳に登録した旨の公示の日（今年度は四月一日）から納税通知書の交付を受けた日後六〇日までに固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

## 納税通知書の発行

今年度の納税通知書の発送は五月一日（月）を予定しています。第一期の納期限は五月三十一日（水）です。

## 家屋を取り壊した人

昨年中に家屋を取り壊した人で、その家屋が未登記の場合や減失登記をまだしていない場合は、直ちに税務課までご連絡ください。

問合せ 税務課 ☎内線二五六・二五七

## 第四期平山郁夫コレクション展

### 煌めきを求めて

ーシルクロードの匠たちー

広大な海を舞台に東西の交流が展開した「海のシルクロード」をテーマに、東南アジアの陶器やエナメル装飾が施されたガラス製品などを展示します。

日時 四月二十九日（土祝）～十二月

二四日（日）十時～十七時

（入場は十六時三〇分まで）

休館日 毎週月曜日と祝日の翌日

※四月三〇日（日）と五月六日

（土）は開館

場所 湘南国際村センター一階

K I F A C E 展示室

入場料 一般三〇〇円、十人以上の団体二〇〇円、高校生以下と障害者の人は無料（学生証、障害者手帳等を提示）

問合せ（財）かながわ学術研究交

流財団 ☎八五五―一八二二・一

八二三（展示室直通）